

**多摩市文化芸術振興計画
(令和7年度～令和16年度)**

骨子案たたき台
有識者会議資料との整合は名称項目
等、全体的に調整中です

令和6年◎月

多摩市

■序文（市長挨拶）

目 次（案）

1	計画策定にあたって.....	4
	（１）計画の策定の背景と目的.....	4
	（２）計画の特徴.....	5
	（３）文化芸術に関する社会の情勢.....	6
	（４）計画の位置付け.....	8
	（５）計画期間.....	8
	（６）計画における文化芸術の範囲.....	9
	（参考）子ども・若者の定義.....	9
2	本市の現状と課題.....	11
	（１）基礎データ（人口推移、文化芸術関連就業者人数など）.....	11
	（２）文化資源等分布図（文化施設、文化財、パブリックアート、風景など）.....	11
	（３）アンケート.....	11
	（４）団体ヒアリング.....	12
	（５）現状と課題から見える計画の方向性.....	12
3	市のめざす姿.....	14
	（１）多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿について.....	14
	（２）多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて.....	14
	（３）計画の全体像.....	16
4	計画における取組.....	17
	（１）施策別の取組.....	17
	1）施策１ 文化芸術を表現する環境の充実.....	17
	2）施策２ 乳幼児期から文化芸術に触れられる場づくり.....	19
	3）施策３ 文化芸術を活かした多様な主体のつながりづくり.....	22
	4）施策４ 多彩な文化芸術に出会え、活かせる機会を創出する.....	24
5	計画の推進に向けて.....	28
	（１）進行管理.....	28
	（２）市および多摩市文化振興財団の役割.....	28
	資料編.....	29
	資料１ 計画策定経過.....	29
	資料２ 多摩市文化芸術振興計画有識者会議.....	29
	資料３ 多摩市文化芸術振興計画策定委員会.....	29
	資料４ 市民アンケート結果.....	30
	資料５ 文化芸術団体ヒアリング結果.....	35
	資料６ 施策別事業一覧.....	35
	資料７ 多摩市みんなの文化芸術条例.....	35
	資料８ 文化芸術基本法.....	35
	資料９ 関連計画等一覧.....	35

■計画の掲載項目の検討

項目			内容	
1	計画策定にあたって	(1)	計画策定の背景と目的	計画を策定する時代背景や計画を策定する意義を示します。
		(2)	計画の特徴	計画の特徴や重点を置く内容について示します。
		(3)	文化芸術に関する社会の情勢	文化芸術施策にかかる国や都の経緯を時系列で示すとともに、文化芸術振興とSDGsの関係について示します。
		(4)	計画の位置付け	市の計画における文化芸術振興計画の位置付けを示します。条例やビジョン、国や都、他の関連計画との関係を示します。
		(5)	計画期間	文化芸術振興計画の目標とする年次を示します。
		(6)	計画における文化芸術の範囲	計画において文化芸術のどの範囲を扱うか示します。
		参考	子ども・若者の定義	計画の具体的な対象となる年齢を示します。
2	本市の現状と課題	(1)	基礎データ	市の特徴となるデータ等を示します。
		(2)	文化資源等分布図	市の特徴となる文化資源を示します。
		(3)	アンケート	市の特徴としてアンケートからの結果を抜粋して示します。
		(4)	団体ヒアリング	市の特徴としてヒアリング調査からの結果を抜粋して示します。
		(5)	現状と課題から見える計画の方向性	事業実施状況などの現状とアンケートやヒアリング調査からの結果をふまえ、課題を出し、方向性について整理します。
3	市のめざす姿	(1)	多摩市文化芸術ビジョンのめざす姿について	目標年次のビジョンのめざす姿を示します。
		(2)	多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて	ビジョンが実現したい具体的なイメージを示します。
		(3)	計画の全体像	市を取り巻く課題、ビジョン、計画の体系（施策レベルまで掲載）を図示します。
4	計画における取組	(1)	施策別の取組	施策を実現するための取組を示します。
5	計画の推進に向けて	(1)	進行管理	計画をどのように評価改善して進めていくかを示します。
		(2)	市と多摩市文化振興財団の役割	推進に向けて市と財団の役割を示します。
	資料編			計画策定の流れやアンケート・ヒアリング結果、施策別事業、条例、関連計画等について示します。

1 計画策定にあたって

(1) 計画の策定の背景と目的

私たちは、文化芸術を通じて生きがいや喜びを共有し、人々が自由に生き生きとした生活を送ることが出来る住みやすい街を目指し、令和3年に「多摩市みんなの文化芸術条例」（以下、「条例」という）を制定しました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれます。創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っています。次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与します。文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。また、文化芸術を通じて、地域を越えて人々のつながりを築くこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長に欠かせないものであり、私たちの住む街の活力となるものです。（条例前文より）

文化芸術を通して、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等に係わらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる人々のつながりを生み出し、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、人生のそれぞれのステージを心豊かに過ごせる街の実現を目指します。

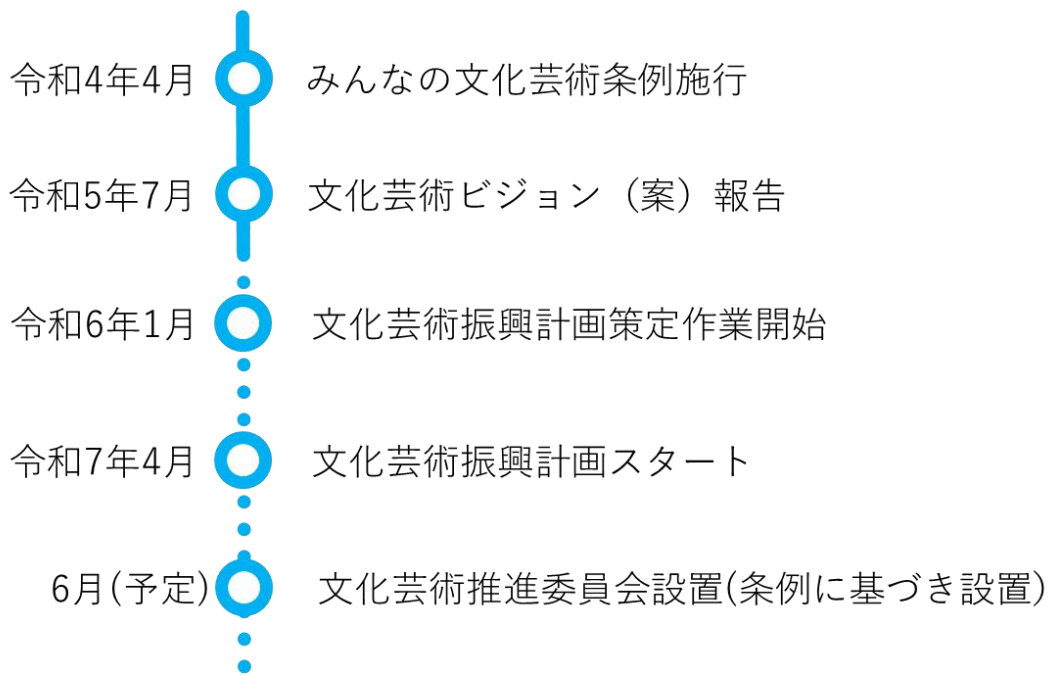
目指す街の実現とともに、近年の社会や環境の急激な変化に柔軟に対応するために、中長期的な視点に基づき、文化芸術の振興に関する施策を推進するための計画を策定します。

(2) 策定の経緯

多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）が開館から30年余りが経過し、施設の老朽化が進んだことで、令和2年から令和3年にかけて大規模改修を行いました。

多摩市立複合文化施設の大規模改修を進めるにあたり、その活用方針を検討する多摩市立複合文化施設管理運営計画策定委員会から、「文化振興のための条例が必要」との提言を受けました。この提言を踏まえ、令和3年9月に市民や文化芸術に関わっている人たちと共に、文化や芸術をみんなで振興していくための「多摩市みんなの文化芸術条例」を制定しました。

令和4年度より市民委員が中心となって、文化芸術を通して実現したい街の姿を表現した文化芸術ビジョンと具体的な施策を定めた多摩市文化芸術振興計画を策定しました。



(2) 計画の特徴

こども・若者に重点を置く等

文化芸術に関心のある市民や次代の表現活動の担い手を増やしていくために、乳幼児期から日常的に文化芸術に触れ、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加・鑑賞・体験する権利の保障に努めるとともに、また、乳幼児期から児童期、青年期における子どもたちが文化芸術に関わりながら成長していけるよう、市民と協力し、例外なくすべての子どもたちのための取組を推進していきます。

(3) 文化芸術に関する社会の情勢

1) 国の動向

国は文化芸術基本法改正（H29）、文化芸術推進基本計画（第2期）策定（R5）、博物館法改正（R4）など
都は東京文化戦略2030策定（R4）

市は多摩市みんなの文化芸術条例制定（R3）、多摩市文化芸術ビジョン（案）（R5）にまとめた など

①文化芸術基本法の改正

平成29（2017）年6月に、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、翌年3月に「第一次文化芸術推進基本計画（第1期）」を策定しました。令和5（2023）年3月には、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度を計画期間とする、「文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定しました。第2期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

②障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30（2018）年6月には、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」が施行されました。令和5（2023）年3月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定し、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など11の施策が掲げられています。

③博物館法の改正

令和4（2022）年4月には、「博物館法」が改正され、制定時からの基本的な使命である資料収集・保管、展示・教育、調査・研究に加え、「文化芸術基本法」に基づくことも定めています。また、幅広い文化芸術活動をはじめ、福祉、国際交流、観光などの関連団体、関係者とつながりながら、地域活力の向上を図ることを示しています。

④文化芸術観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

令和2（2020）年5月に文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化芸術観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行され、地域の文化施設の機能強化を図ることとしています。

2) 都の動向

東京都は、令和4（2022）年3月に、「東京文化戦略2030（令和4年度～令和12年度）」を策定しました。2040年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する戦略などを掲げ、芸術文化をとおして新たな価値を発見し、持続可能な仕組みを作ることで、東京が躍動感や期待感にあふれ、都市としての国際的な魅力の向上や成長につなげていくこととしています。

3) 本市の動向

本市では、令和3（2021）年9月に「多摩市みんなの文化芸術条例」を制定し、文化芸術の発展のために、例外なくあらゆる市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること、そして文化芸術への支援を行っていくことを掲げています。

また、計画の策定に先立ち、本市の文化芸術の将来像をみんなで共有できるようにするため、令和5（2023）年7月に多摩市文化芸術ビジョンを策定し、お互いの個性を尊重しながら、様々な文化芸術を通してつながりや交流が生まれ、多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっていくことを掲げています。

4) SDGs

SDGs は、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGs は「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成27（2015）年9月に「国連サミット」において採択された2030年までの国際目標です。

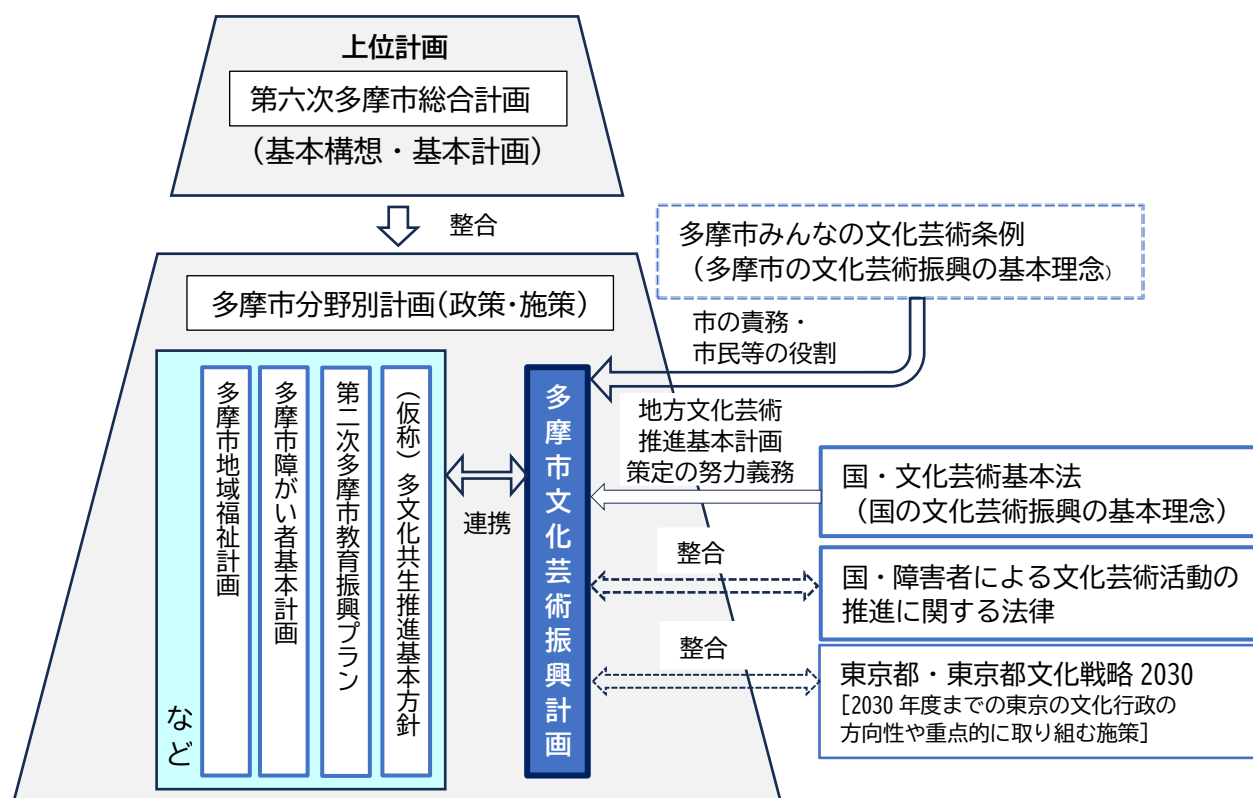
本市では、第六次総合計画第4期基本計画において、SDGs の理念と17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくこととし、令和16（2034）年までを計画期間としている本計画においても、2030年のSDGsの達成に向けて、更に文化芸術の振興に取り組んでいく必要があります。



(4) 計画の位置付け

本計画は、平成 13 年 12 月施行「文化芸術振興基本法」、平成 29（2017）年 6 月改正の「文化芸術基本法」第 7 条第 2 項に基づくとともに、「第六次多摩市総合計画（令和 5 年度）」における文化芸術分野を推進するためのものです。

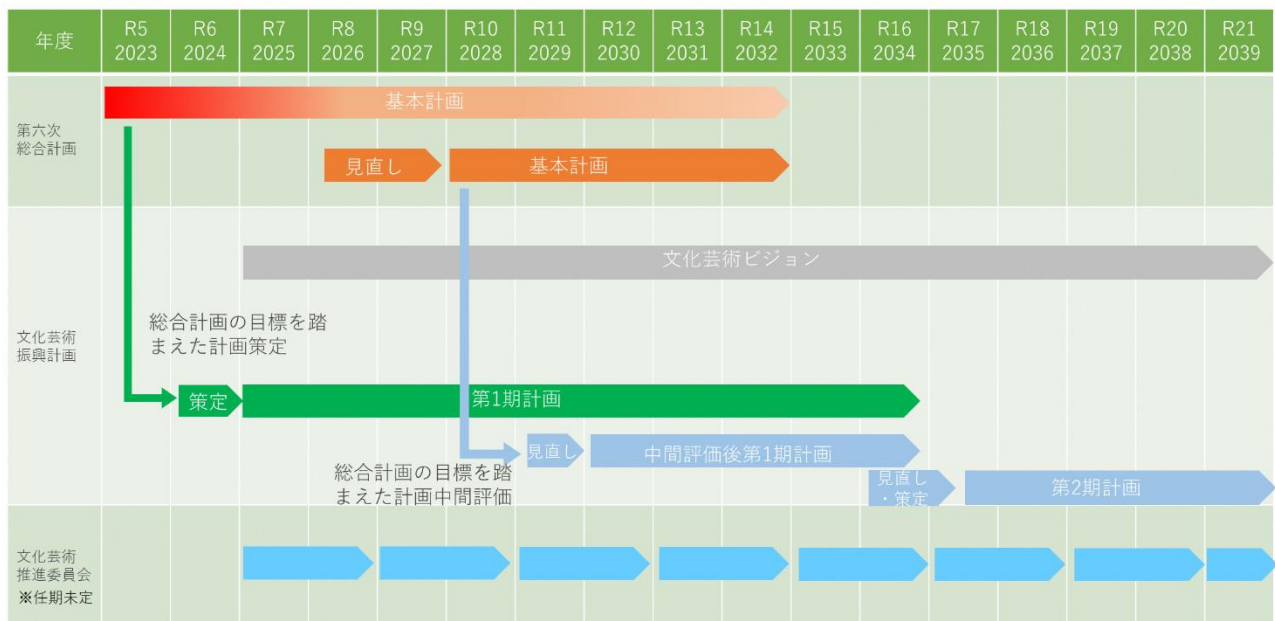
また、本計画は、「第二次多摩市教育振興プラン」、「多摩市地域福祉計画」、「多摩市障がい者基本計画」、「（仮称）多文化共生推進基本方針」などの関連する計画と整合・連携を図ります。



(5) 計画期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。

今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向を勘案しながら、上位計画である『第六次多摩市総合計画』との整合を図りながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。



（６）計画における文化芸術の範囲

本計画の文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に例示されたものを基本とし、市の特徴に沿った広範な文化芸術に関わる課題を取り扱います。

「文化芸術基本法」より

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第8条）
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第9条）
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第10条）
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第11条）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第12条）
- ⑥有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第13条）
- ⑦各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第14条）

（参考）子ども・若者の定義

本計画では、文化芸術の振興にあたって、子どもや若者が文化芸術に親しみやすい環境づくりを重点的な取組とすることから、子ども・若者を以下の通り定義します。

2 本市の現状と課題

パルテノン多摩や市内各所で行われる文化芸術活動やイベントに関する情報が市民に十分に行き届いていないため、市民が情報収集しやすい仕組みの構築が課題です。

市内在住のアーティストや市内文化芸術団体、趣味として文化芸術活動をしている市民が、広く情報発信できる仕組みや、活動機会を得ることができる仕組みの構築が課題です。

当内容は、第6次総合計画における記述内容。総合計画策定時点で、認識していた現状と課題。

調査結果の分析や、策定委員会および有識者会議の意見を踏まえ、課題を抽出していく。

(1) 基礎データ（人口推移、文化芸術関連就業者人数など）

1) 人口の推移

昭和35（1960）年には1万人に満たなかった総人口は多摩ニュータウン開発に伴い大幅に増加し、平成2（1990）年までの30年間に約15倍の14万人台まで増加しました。以降はほぼ横ばい傾向で、令和2（2020）年では146,951人となっています。将来展望人口は、令和47（2065）年の総人口で113,232人を見込んでいます。

2) 文化芸術関連就業者人数の推移

3時点（令和2年、平成27年、平成22年）の文化芸術関連就業者を比較すると、著述家、記者、編集者は横ばいとなっています。

美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者は2015年に減少に転じたが増加傾向にあり、音楽家、舞台芸術家は2015年に減少したものの、2010年と2020年は横ばいとなっています。

また、他市との文化芸術関連就業者人数を比較すると、就業者1万人あたりの文化芸術関連就業者数は、「音楽家、舞台芸術家」が周辺都市に比べて高くなっています。

(2) 文化資源等分布図（文化施設、文化財、パブリックアート、風景など）

多摩市の文化資源、近隣含めた文化施設の分布

(3) アンケート

1) 文化芸術に関するアンケート調査（15歳以上対象）

アンケート結果から見ると、過去1年間に文化芸術を鑑賞した人は全体の8割を超えており、鑑賞したジャンルで見ると、美術、映画、アニメーション映画がそれぞれ4割を超えています。

一方で鑑賞しなかった方の理由を見ると、「育児・介護などで時間がなかなか取れない」、「仕事・学業などで時間がなかなか取れない」が多くなっています。

市に求める施策については、「子どもが文化芸術に触れ、学べる機会等の充実を図ること」が6割を超えており、次いで「若いアーティストへの支援、担い手の育成」が4割を超えています。また、子どもに向けた取組については、「学校等で音楽やダンス、アート、演劇等を鑑賞できる機会をつくる」が7割を超えており、次いで「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」が5割を超えています。

また、子どものいる方については、継続して文化芸術活動を行っている子どもが一定数以上いる一方で、文化芸術に関する情報が乏しく、文化芸術活動が身近で行われていないと思っている方もいます。

時間や場所にとらわれずに文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備や、子どもが文化芸術に触れられる環境の充実と文化芸術に関する情報の発信、継続して文化芸術活動に取り組める環境の整備が求められています。

2) 高校生ヒアリング

「アート&カルチャーの力でどのようなまちにしたいか」をヒアリングしたところ、キャラクターやアニメ、漫画などのコンテンツを活用する、流行を生み出して多摩市のイメージを良くする、文化芸術イベントをきっかけに様々な世代や多様な価値観を持つ人と交流してつながる、といった声がありました。

文化芸術を通して多摩市内外の方に訴求するイベントやコンテンツの充実、文化芸術を活かして子どもから高齢者まで多様な世代が関わることのできる取組を充実させていくことが求められています。

(4) 団体ヒアリング

※団体へのヒアリングは6月下旬～7月にかけて実施予定

(5) 現状と課題から見える計画の方向性

多摩市で実施している文化芸術事業や文化芸術に関するアンケート調査、高校生ヒアリング調査、文化芸術活動に携わる団体へのヒアリング調査の結果から、現状分析を行い課題を導き出し、課題を踏まえた方向性については、次のとおり整理しました。

(※次ページの表については、最終的には、見開きページになるよう調整します)

現状と課題から見える計画の方向性

3 市のめざす姿

(1) 多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿について

『多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている』

文化芸術は、乳幼児期から親しむことで豊かな感性を育みます。

人々が、互いの個性を尊重しながら、日常的に様々な文化芸術に出会い、参加することで、つながりや交流が生まれ、生活の質の向上につながっています。多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが、街全体に広がっていきます。

(2) 多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて

多摩市文化芸術ビジョンは、将来、多摩市が、文化芸術を通じて実現したい街の姿をイメージしたものです。文化芸術を通して目指す姿を、皆で 共有することができるようになりました。

1) 親しみ楽しむ

日常的に親しめる

●表現活動が、いたるところで行われており、日ごろから文化芸術に触れ、親しんでいる

人々は、日常を過ごしているだけで、日ごろから文化芸術に触れており、意識する、意識しないにかかわらず親しんでいます。

多様な分野で様々な表現活動が行われており、その活動に参加・体験したい人や鑑賞・享受したい人に、文化芸術活動の情報が届き、生活の一部として自然に文化芸術に親しめる街の姿を表しています。

表現活動を楽しめる

●あらゆる表現活動を、身近でのびのびと行い、人々は活動することや鑑賞・享受することを楽しんでいる

趣味として文化芸術活動を行う人やプロのアーティストなど、様々な表現活動の担い手が、屋内・屋外を問わず、のびのびと多様な分野で表現活動を行っており、その活動を受け止め楽しんでいる人々がいます。

文化芸術が身近にある日常を、活動や鑑賞・享受することで、人々が楽しめる街の姿を表しています。

2) 触れる

乳幼児期から触れている

●子ども達は、乳幼児期から文化芸術に参加・体験し、文化芸術に対する興味を深めている。保護

者や地域の人々は、子ども達が文化芸術に触れることの大切さを理解している

子ども達は、乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術がある生活が日常となっています。

乳幼児期から文化芸術に触れることは、創造する力、豊かな個性と自己肯定感を育むことにつながり、子ども達の成長になくてはならないものです。乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術を身近で日常的なものにするような環境作りを、みんなで行っている街の姿を表しています。

いつでも触れられる

●ライフスタイルの変化があっても、いつでも文化芸術に触れられる

人々は、生涯を通じて、文化芸術に触れたいときに触れることができます。「仕事が忙しい」「子育てで時間がない」など、ライフスタイルの変化があっても、文化芸術にいつでも触れる機会があり、乳幼児から大人まで、鑑賞したい時に鑑賞でき、参加したい時に参加でき、創造・表現したい時に創造・表現できる環境がある街の姿を表しています。

3) つながり交流する

つながり合うことで生きがいを感じられる

●文化芸術を通して地域で交流が生まれ、一緒に活動すること、教え教えられることで、生涯を通じてつながり、いきがいや喜びを感じている

人々は、文化芸術を通してつながり合い、一緒に活動することでいきがいや喜びを感じています。

自身が得意なことを、知りたいと思う人々などに教える機会があり、教える側は生涯を通じていきがいを感じ、教えられる側は「新しいことができた」「楽しい」など喜びを感じることができます。そして教える側にもなっていく循環が生まれている街の姿を表しています。

交流しコミュニティが広がっている

●表現活動が、様々な分野・多様な機関と連携し活発に行われており、市民だけでなく域外の人々とも交流が生まれ、コミュニティが広がっている

文化施設を中心に、文化芸術を通して教育や福祉等の機関と広く連携し表現活動が行われ、人と人との交流が生まれる街となっています。

表現活動は市内で区切られるものではなく、市外の人々が活動に参加し、鑑賞者としても関わりをもちます。表現活動を行うことで、また、活動後に人々と余韻を楽しむ工夫を行っていくことで、市民同士、市民や域外の人々の交流が生まれ、団体等のつながりもでき、コミュニティが広がっていく街の姿を表しています。

4) 機会がある

出会える機会がある

●様々な体験を通して、生涯を通じて活動したいものに出会える機会や環境がある

様々な体験ができ、生涯を通じて「今まで気づかなかったが、自分はこれがやりたかった」と思えることに出会える機会や環境がある街となっています。

多様なジャンルの文化芸術が身近にあり、気軽に触れることができ、体験を促すための場がある街の姿を表しています。

活かせる機会がある

●得意なことや、専門的な知識・技術を活かす機会があり、文化芸術が多様な人によって振興している

文化芸術に市民の得意なことや市民がもつ専門的な知識・技術をつなぎ、生かす機会があり、文化芸術に関わる人が増え、文化芸術が振興している街となっています。

表現活動を自ら行う人はもちろん、彼らを支援したり、体験する人をつないだり、多様な市民が文化芸術に参加できる街の姿を表しています。

(3) 計画の全体像

※体系が確定したら図作成

4 計画における取組

(1) 施策別の取組

1) 施策1 文化芸術を表現する環境の充実

○施策のめざす姿

いつでも誰でも文化芸術に親しみ楽しみ、身近なところで表現活動を継続できるような環境づくりをめざします。

○成果指標

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	中間値 令和 11 (2029) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
1 年間に文化や芸術の創作をした市民の割合	●%	●%	●%
パルテノン多摩市民活動支援事業（市民企画公募事業等）への参加者数	●人	●人	●人

○施策1の主な取り組み

●市民の文化芸術活動支援

市内では、多摩市民文化祭や文化芸術に関するイベント、市内公共施設などいつでも文化芸術を表現することのできる機会が多数あります。市内で文化芸術活動を継続できるよう、補助金の交付事業の実施や広報活動の支援などを通じて、個人や団体などの文化芸術活動を支援します。

●ハード・ソフト両面でのアーティストやクリエイターの支援プラットフォームの構築

市内で文化芸術活動を行うアーティストは数多くいます。アーティストやクリエイターがイベントや恒常的な活動をするための場づくりを支援するとともに、連携するためのネットワーク形成を援助します。

また、自宅や仕事場以外のサードプレイス創出を支援し、新たなカルチャー創出の機運醸成に努めます。

●文化芸術活動の場の提供

市内にはパルテノン多摩やKITAKAI さんぽ館、公民館、市内各所のコミュニティセンターなど、日常的な文化芸術活動の場や、発表の場が十数か所あり、個人やサークル・団体などが日々活動を行っています。継続的に活動できるよう、練習や表現できる場を創出します。

●文化芸術を支える担い手やボランティアの育成

文化芸術に触れて興味を持ち、講座やワークショップ等に参加したり、さまざまな文化芸術活動や地域でのイベント等を通して、担い手やボランティアとして関わることのできる場や機会を確保し、提供します。

●文化観光資源の活用

歴史・文化、パブリックアートといった本市の持つ魅力を活かしながら、文化観光拠点施設や地域と連携しながら、文化観光資源の活用に取り組みます。

（関連する既存施策）

- ・ パルテノン多摩市民活動支援事業（市民企画公募事業等）
- ・ KITAKAI さんぽ館生涯学習講座事業 など

2) 施策2 乳幼児期から文化芸術に触れられる場づくり

○施策のめざす姿

鑑賞機会だけでなく、実際に体験したり学んだりする機会を充実させ、乳幼児期から文化芸術に触れることができる環境づくりをめざします。

○成果指標

指標名	現状値 令和 5 (2024) 年度	中間値 令和 11 (2029) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
パルテノン多摩文化芸術体験事業への参加者数	●人	●人	●人
◎△への参加者数	●人	●人	●人

○施策2の主な取り組み

●子どもたちの文化芸術活動の支援

市内の子どもたちは、絵画や合唱、楽器演奏など多様な文化芸術活動を行っています。絵画作品展の実施、演劇やコンサートの開催など、子どもたちが文化芸術に触れることの大切さを理解し、創造性を育み、子どもが主体的に活動できる機会を創出します。

子ども達が、自由に表現活動のできる環境または機会を創出します。

●子どもたちの文化芸術学習の支援

活動するだけでなく、文化芸術について学ぶことは子どもにとって豊かな感性を育む貴重な経験となります。美術館・博物館、図書館等の講座やイベントを通して、地域の中で子どもが学べる場を広げ、文化芸術への関心を高める取組を推進します。

●文化・歴史学習の充実

市内には地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能等があります。地域文化の継承は地域への愛着、誇りを醸成します。市民が地域の文化を発掘し、創造していく活動につなげていけるよう、文化財や伝統芸能に関する理解を深めるための事業や、多摩市デジタルアーカイブやパルテノン多摩地域資源データベースの活用促進に取り組みます。

●子どもたちの文化芸術体験の推進

文化芸術に興味を持ち、文化芸術体験の事業に参加する子どもは、把握している範囲で年間のべ●●人以上にのぼります。音楽や演劇などの乳幼児期から文化芸術に触れるきっかけとなる体験事業を拡大させ、今後も子どもたちが楽しく文化芸術活動を体験できる機会の創出につなげます。

市内小中学校においては、学習指導要領に基づく活動のほか、地域学校協働本部が協力して実施する伝統文化継承に関する取組を引き続き実施します。

●学生・若者・障がい者等の文化芸術活動への参加促進

子ども、学生や若者、障がい者等が市内での文化芸術活動に興味を持ち、親しめるよう、市や多摩市文化振興財団、各教育機関と連携し、若者の文化芸術活動への参加を促進します。また、障害の有無、性別、年齢、国籍等の差別なく、だれもが文化芸術活動に参加できるよう、それぞれの状況に応じた配慮を伴うイベントや公演を実施します。

（関連する既存事業）

- ・パルテノン多摩文化芸術体験事業（創造事業・体験創発事業・育成事業）
- ・パルテノン多摩郷土文化普及公開事業（展示事業等）
- ・ふれあいこどもまつり
- ・子ども読書まつりほんともフェスタ
- ・Poco Poco Festa
- ・ラスカル子ども映画祭
- ・伝統文化親子教室事業
- ・公民館伝承文化事業
- ・0歳からのクラシック
- ・おのまとペミニコンサート
- ・多摩ファミリーフェスタ produce by ROCKS FORCHILE
- ・MOA 美術館多摩児童作品展
- ・三多摩ファミリーコンサート
- ・せいせきみらいフェスティバル
- ・ガーデンシティ多摩センター子どもまつり
- ・多摩センター夏まつり



- ・ハロウィン in 多摩センター
- ・「夏の DANCHI 教室@多摩ニュータウン」

・多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ



たまたまモンスター（児童青少年課）



ハッピーコンサート（落合児童館）

3) 施策3 文化芸術を活かした多様な主体のつながりづくり

○施策のめざす姿

文化芸術を通して市内の多様な文化芸術団体や主体がジャンルや分野を超えてつながりをつくることで、文化芸術振興のさらなる推進につなげます。

○成果指標

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	中間値 令和 11 (2029) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
多摩市民文化祭応募団体数	●団体	●団体	●団体
協働による文化芸術事業件数	●事業	●事業	●事業

○施策3の主な取り組み

●文化芸術関係団体の交流の促進

市内には文化芸術活動を行う団体が200以上あります。合同イベントや団体交流会などをきっかけにつなぎ、文化芸術関係団体間の交流を深める場や情報交換できる関係づくりに取り組みます。

●多様な主体や他の分野との連携・交流の促進

文化芸術は観光や産業、福祉などの他分野と連携することで、地域課題の解決に貢献することが期待されます。多摩市文化振興財団を中心に文化芸術の裾野を広げ、市内のミュージアム等も含め、多様な主体や他の分野が連携・交流を図ることができる場や機会づくりを推進します。

●大学等との連携による文化芸術の振興

市内には複数の大学等があり、市内だけでなく近隣市からも学生が集まります。学生が主体となって市内の公共施設などを普段活動している人々の発表の場、交流・連携の場としても活用していくなど、市内の大学や高校、あるいは文化芸術分野を専門とする学校等との連携を通して文化芸術の振興を推進します。

●中間支援機関機能の創出

文化芸術によるまちづくりを進めていくためには、担い手の育成や関係者（団体）間の連携を強化し、ネットワークを構築していく必要があります。主体的に活動したい人や団体等と市との連携・協働をコーディネートし、団体同士の連携が図られるよう、中間支援機関機能を創出します。特に市内の学校と連携し、学校休日における生徒の活動支援に関するコーディネートができるような体制作りを進めます。

●ハード・ソフト両面でのアーティストやクリエイターの支援プラットフォームの構築（再掲）

市内で文化芸術活動を行うアーティストは数多くいます。アーティストやクリエイターがイベントや恒常的な活動をするための場づくりを支援するとともに、連携するためのネットワーク形成を援助します

また、自宅や仕事場以外のサードプレイス創出を支援し、新たなカルチャー創出の機運醸成に努めます。

（関連する既存事業）

- ・ 多摩市文化団体連合

- ・ 多摩市合唱祭
- ・ 多摩市華道連盟 華道展

- ・ 多摩美術家協会展
- ・ Brass Festa 多摩

4) 施策4 多彩な文化芸術に出会い、活かせる機会を創出する

○施策のめざす姿

市内のいたるところで誰もが文化芸術に親しめるよう、多種多様なイベントや情報を発信し、様々なジャンルの文化芸術に出会い活かせる機会の充実をめざします。

○成果指標

指標名	現状値 令和 5 (2023) 年度	中間値 令和 11 (2029) 年度	目標値 令和 16 (2034) 年度
1 年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を鑑賞したことがあると回答した市民の割合	●%	●%	●%
多摩市民文化祭への参加者数	●人	●人	●人

○施策4 の主な取り組み 施策1 から3 を集約したような内容になっている

●文化芸術に関する情報発信の充実

市内外で行われる多彩な文化芸術事業の情報は様々な手段により発信されています。拡散を図るため、市のホームページのほか、X やInstagram等の民間団体が運営する情報提供サイトの活用を図ります。また、情報を得やすくするために、情報を集約できる方策の検討を進めます。

●事業者・民間イベント等との連携

市内では音楽や美術、舞台芸術等の文化芸術に関するイベントが行われ、文化芸術の振興に寄与しています。今後も積極的に事業者や民間イベントと連携し、本市ならではのイベントや著名アーティストが出演する作品の鑑賞機会の提供を推進します。

●文化芸術イベントの開催

市には市民が関わることでできるイベントが文化芸術関連だけでも30近くあります。イベントの開催を通して文化芸術に興味を持ち、主体的に関わる市民が増える環境の醸成を図ります。

●文化芸術の鑑賞機会の提供

文化芸術に興味を持ちながらも、時間的に経済的に負担がかかり、鑑賞できずにいる方は一定数います。オンライン配信の併用や市民対象の割引制度の設定、親子で一緒に鑑賞できる機会を拡大するなど、誰もが楽しく文化芸術に触れ、鑑賞できる機会を提供します。

●文化芸術活動の発表機会の充実

日頃から文化芸術活動に取り組んでいる方は数多くいます。イベントの場での発表だけでなく、身近な場所で発表できるような場・機会を展開し、誰もが気軽にいつでも発表できる機会の充実に取り組みます。

●市内公共施設や公共スペースの活用

市内にある多様な公共施設や駅前スペース等の公共空間を、身近な文化芸術活動の場として使うなど、今あるものを有効活用して、まちのいたる所に文化芸術が広がり、市民が親しむことのできる環境の充実に取り組みます。

●文化観光資源の市外、海外（外国人）への発信

私たちにとって見慣れた風景でも、市外ひいては海外から訪れる方には新鮮かつ魅力的なコンテンツが市内にはたくさんあります。そうした魅力を発信し、市内外からの来街を促進します。

●多様性のある文化芸術活動の支援

障がいのある方、様々なバックグラウンドを持つ方々の文化芸術活動の場づくりを支援します

（関連する既存事業）

- ・パルテノン多摩文化芸術振興事業（鑑賞事業・鑑賞者育成事業）
- ・パルテノン多摩地域活性化事業
- ・パルテノン多摩みんなの広場事業
- ・多摩市民文化祭



- ・KITAKAI さんぽ館キタカイフェスタ



- ・サロンライトコンサート
- ・TAMA TAMA Festival



- ・TAMA 映画祭



- ・What's JAZZ!
- ・ヴィータコンサート
- ・ぱらあーと 多摩市みんなの美術作品展
- ・多摩演劇フェスティバル“たまには芝居”
- ・多摩ニュータウン野外コンサート
- ・アイネ・クライネ・コンツェルト
- ・せいせき桜まつり

- ・多摩くらふとフェア
- ・せいせき朝顔市

5 計画の推進に向けて

(1) 進行管理

(2) 市および多摩市文化振興財団の役割

●市の役割

●財団の役割

※今後、財団と調整

関連する既存事業

- ・ パルテノン多摩文化芸術体験事業（創造事業・体験創発事業・育成事業）
- ・ パルテノン多摩文化芸術振興事業（鑑賞事業・鑑賞者育成事業）
- ・ パルテノン多摩郷土文化普及公開事業（展示事業等）
- ・ パルテノン多摩市民活動支援事業（市民企画公募事業等）
- ・ パルテノン多摩地域活性化事業
- ・ パルテノン多摩みんなの広場事業

資料編

資料1 計画策定経過

(条例、ビジョン、計画)

資料2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議

(1) 設置要綱 (2) 委員名簿

資料3 多摩市文化芸術振興計画策定委員会

(1) 設置要綱 (2) 委員名簿

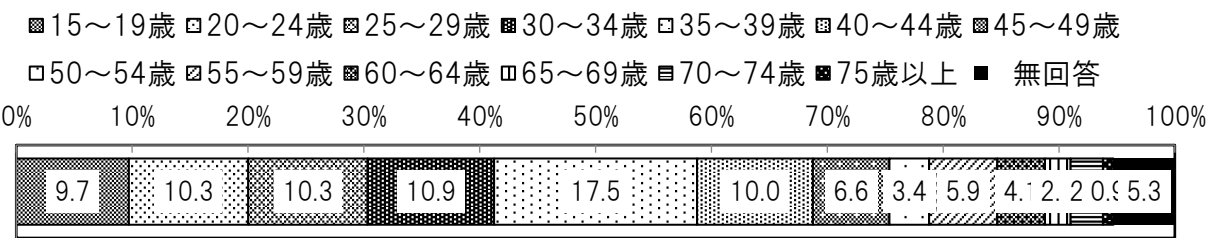
資料4 市民アンケート結果

アンケート件名：文化芸術に関するアンケート調査について（15 歳以上対象）

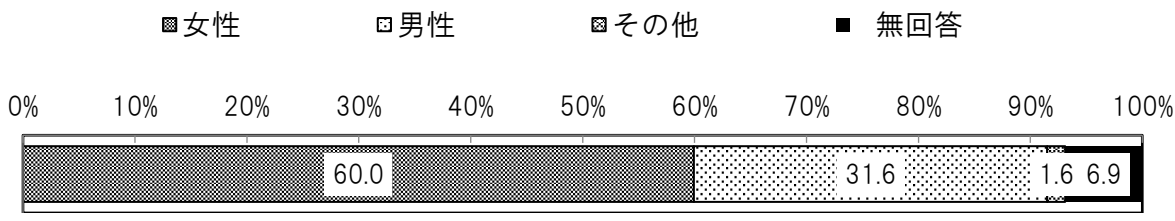
実施期間：2024 年 4 月 15 日（月）から 2024 年 6 月 5 日（水）まで

有効回答数：320

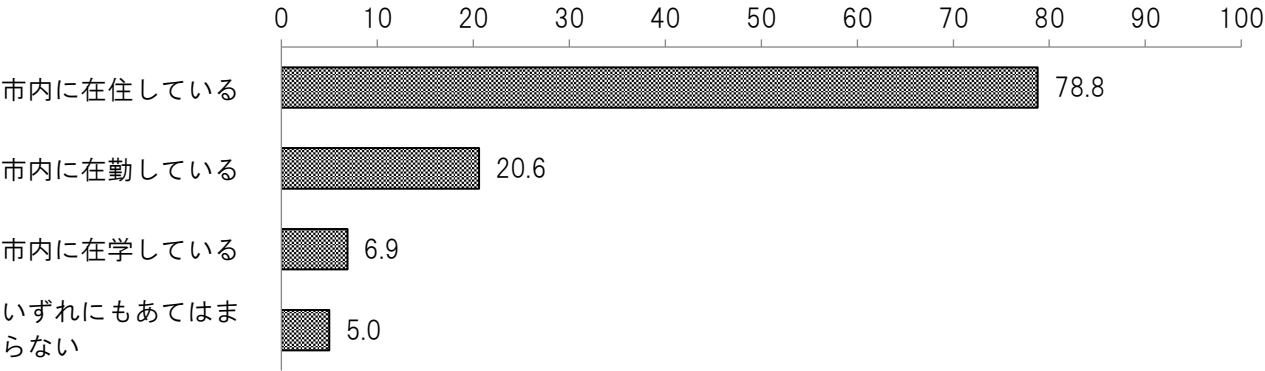
あなたの年齢は次のうちどれにあたりますか



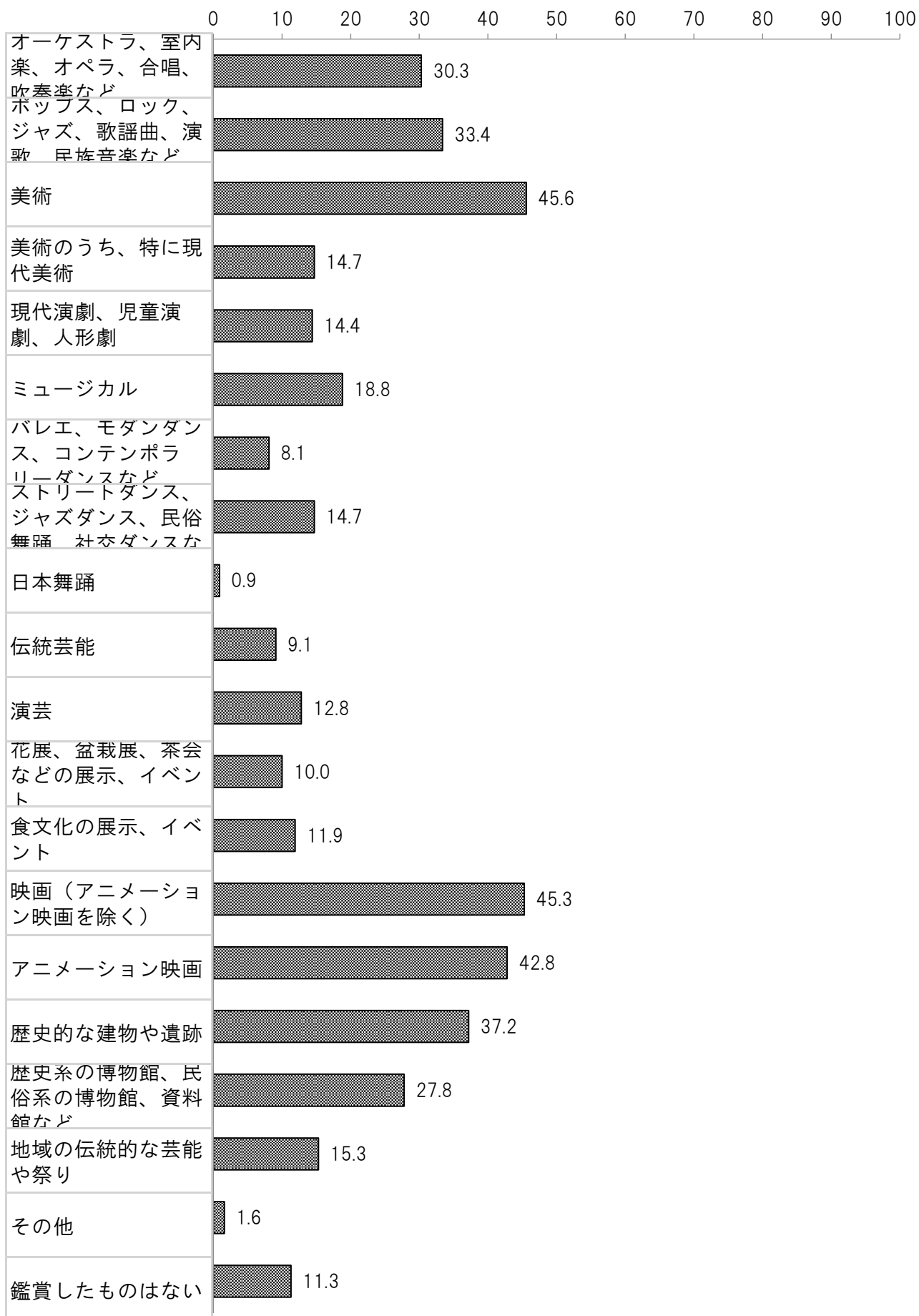
あなたの性別は次のうちどれにあたりますか（%）



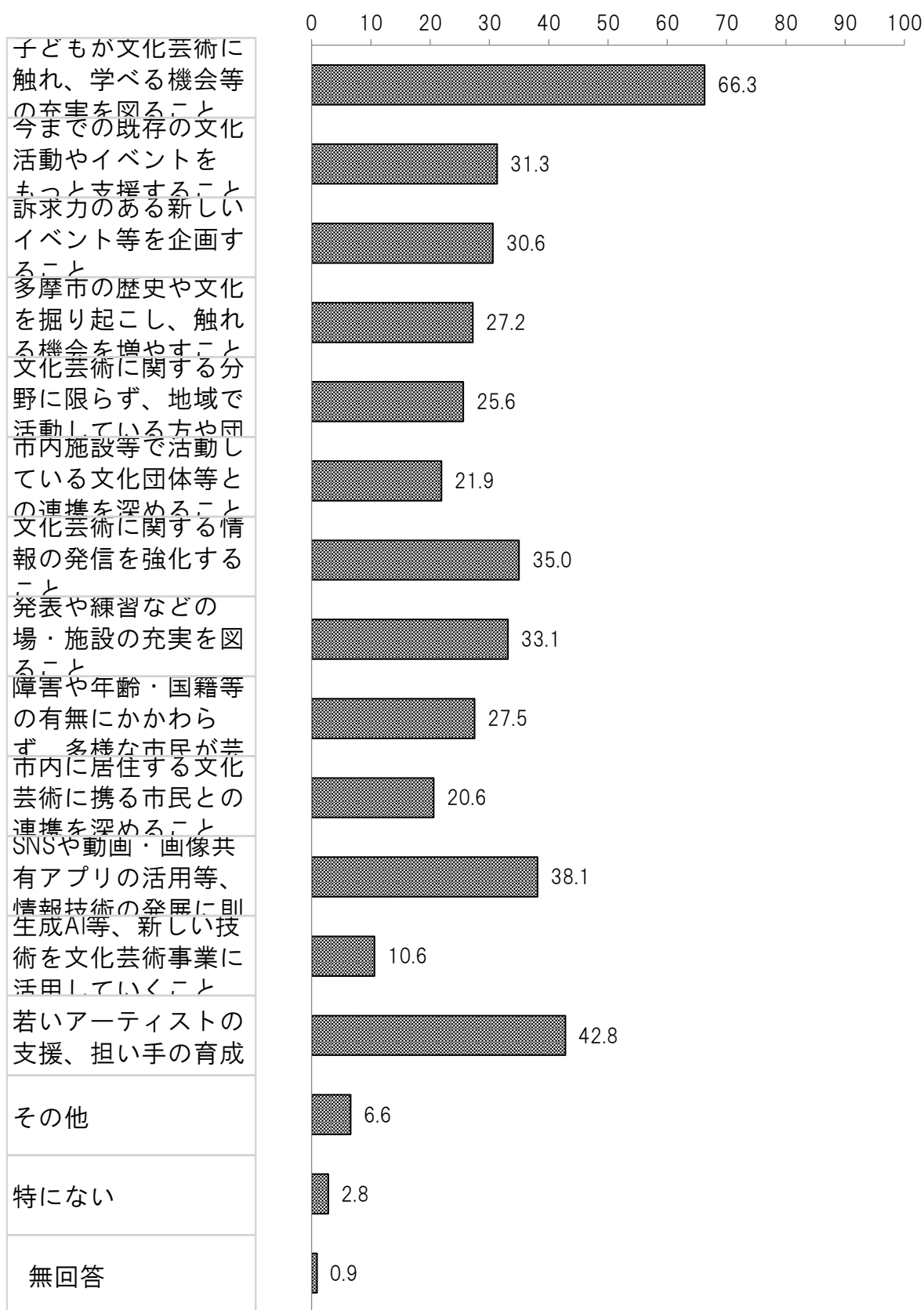
あなたは次の内どれにあてはまりますか（%）



あなたがこの1年間に体験したものはどれですか



市内の文化芸術を発展させるために、市はどのような施策に力を入れていくと良いと思いますか



高校生ヒアリング

実施日：4月17日（水）、5月15日（水）

場所：多摩大学付属聖ヶ丘高等学校

私はアート＆カルチャーの力で
街と人を装飾して
多摩市を美しく
したい！

私はアート＆カルチャーの力で
フェスやパーティなどのイベン
トをして多摩市を様々な世代が
関わり合える街にしたい！

私はアート＆カルチャーの力で
地域の美術部や吹奏楽部の中高
生と地域の方が交流できるイベ
ントをして、多摩市を人々が繋
がれるようにしたい



私はアート＆カルチャーの力で
流行を産み出して
多摩市を「意外と特急停まるん
だ」と言われないようにしたい！

私はアート＆カルチャーの力で
キャラクターやアニメ、漫画が
あふれる街にして多摩市を若者
や外国人にウケる街にしたい！

私はアート＆カルチャーの力で
多種多様な芸術であふれさせて
多摩市を色々な価値観を持った
人がみんな笑顔になれるように
したい！

カリスマ起業家が新たに能のサービスを展開。何をした？

VRを用いてどこでも鑑賞できるようにした

突然 GAFA から 500 億円の出資が。文化芸術活動の何に使う？

衰退しつつある日本の伝統芸術に資金援助する

坂本竜馬が現代にタイムスリップ。どうやって茶道に革新を起こした？

お茶を世界中に広めて心を落ち着かせて、世界から争いを無くした



高校生の中で民謡が大バズり。何をした？

ニュース、インターネットの流行、ポップスや恋愛要素を取り入れた

2028 年文化芸術プロリーグ BKGJ リーグが始動。チェアマンのあなたの戦略は？

オーディション番組のように様々なジャンルで勝抜き対決

超高度な生成 AI ARTGpt に聞いてみた「人類にとって文化芸術とは？」

創造と破壊

資料5 文化芸術団体ヒアリング結果

資料6 施策別事業一覧

資料7 多摩市みんなの文化芸術条例

資料8 文化芸術基本法

資料9 関連計画等一覧

多摩市文化芸術振興計画 骨子案たたき台
令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度

発 行：多摩市
編 集：多摩市 くらしと文化部
文化・生涯学習推進課
〒206-8666
東京都多摩市関戸 6-12-1
TEL 042-375-8111
